

四日市市上下水道局管理規程第4号

四日市市上下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局処務規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局処務規程（昭和33年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 部課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>管理部 総務課 総務係</p> <p>(1) <u>例規</u>の制定及び改廃並びに<u>告示</u>に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 文書<u>管理</u>の<u>総括</u>に関すること。</p> <p>(4) 職員の<u>人事管理</u>及び<u>給与事務</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>職員</u>の福利厚生及び<u>労働安全衛生</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>会計年度</u>任用職員に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>夜間休日受付</u>に関すること。</p> <p>。</p>	<p>第7条 部課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>管理部 総務課 総務係</p> <p>(1) <u>諸規程</u>の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 文書の<u>收受、発送及び整理保存</u>に関すること。</p> <p>(4) 職員の<u>人事</u>及び<u>給与</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>職員</u>の<u>勤務条件</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) <u>職員</u>の福利厚生及び<u>安全衛生</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>臨時的</u>任用職員に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>庁内取締</u>及び<u>宿日直</u>に関する<u>こと</u>。</p>

(9) (略)

(10) 組織機構に関すること。

(11) 職員研修に関すること。

(12) 情報公開及び個人情報保護
制度の運用に関すること。

(13) 災害対策の総括に関すること。
と。

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

管財係

(1) 事業用財産等の取得、管理
及び処分に関すること。

(2) 事業用財産等の使用許可等
に関すること。

(3) 法定外公共物（水路に限る
。）の使用許可等に関すること。
と。

(4) 不動産登記事務に関すること。
と。

(5) 庁舎及び附属施設の管理に
に関すること。

契約係 (略)

経営企画課

企画計画係 (略)

水道財政係

(10) (略)

(11) 議会に関すること。

(12) 監査に関すること。

(13) 組織及び事務改善に関する
こと。

(14) 職員研修等に関すること。

(15) 情報公開及び個人情報保護
に関すること。

(16) 災害対策に関すること。

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

管財係

(1) 行政財産（土地に限る。）
の取得に関すること。

(2) 普通財産（不動産及び不動
産の従物に限る。）の管理及
び処分に関すること。

(3) 法定外公共物（水路に限る
。）の使用及び加工の許可並
びに使用料の徴収に関すること。
と。

(4) 公共嘱託登記手続に関する
こと。

(5) 庁舎、水質管理室棟及び資
材倉庫棟の管理及び営繕に
に関すること。

契約係 (略)

経営企画課

企画計画係 (略)

水道財政係

(1) 水道事業に係る（以下、(2)、(3)、(5)～(10)において同じ。）財政計画及び資金計画に関すること。

(2) (略)

(3) 出納（収納）取扱金融機関並びに現金、有価証券等の出納及び保管に関すること。

(4) 水道料金の改定に関すること。

(5) (略)

(6) 支出命令の審査に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) 企業会計システムの運用管理に関すること。

(10) (略)

下水財政係

(1) 下水道事業に係る（以下、(2)、(3)、(5)～(10)において同じ。）財政計画及び資金計画に関すること。

(2) (略)

(3) 出納（収納）取扱金融機関並びに現金、有価証券等の出納及び保管に関すること。

(4) 下水道使用料及び受益者負担金の改定に関すること。

(5) (略)

(6) 支出命令の審査に関すること。

(1) 水道事業に係る（以下、(2)、(3)、(5)～(9)において同じ。）財政計画及び資金計画に関すること。

(2) (略)

(3) 出納（収納）取扱金融機関及び現金、有価証券等の出納及び保管に関すること。

(4) 水道料金に関すること。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 会計システムの運用及び調整に関すること。

(9) (略)

下水財政係

(1) 下水道事業に係る（以下、(2)、(3)、(5)～(9)において同じ。）財政計画及び資金計画に関すること。

(2) (略)

(3) 出納（収納）取扱金融機関及び現金、有価証券等の出納及び保管に関すること。

(4) 下水道使用料及び受益者負担金に関すること。

(5) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 企業会計システムの運用管理に関すること。

(10) (略)

お客様センター

料金係

(1) 水道料金及び下水道使用料の賦課、調定、収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。

(2) 水道料金システムの運用管理に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 水道料金の滞納に係る給水停止に関すること。

(10) 水道料金及び下水道使用料の減免に関すること。

(11) 下水道事業受益者負担金の

(6) (略)

(7) (略)

(8) 会計システムの運用及び調整に関すること。

(9) (略)

お客様センター

料金係

(1) 事業収入等の調定に関すること。

(2) 納入通知書等の発行に関すること。

(3) 水道料金等の口座振替事務に関すること。

(4) 水道料金システムの運用管理及び調整に関すること。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) 事業収入等の収納及び還付に関すること。

(12) 事業収入等の滞納及び欠損処分に関すること。

(13) 水道料金等の滞納に係る給水停止に関すること。

(14) 漏水等に係る下水道使用料の減免申請に関すること。

(15) 生活保護世帯に係る下水道

収納及び還付並びに滞納及び欠損処分関すること。

(12) コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設をいう。以下同じ。）使用料及び農業集落排水施設使用料の賦課、調定、収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に關すること。

(13) コミュニティ・プラント事業費分担金の収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に關すること。

(14) 水道事業会計その他収益の賦課、調定、収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に關すること。

(15) （略）

(16) （略）

給水審査係

(1) 指定給水装置工事事業者の指定等に關すること。

(2)及び(3) （略）

(4) 給水装置工事の違反の取締に關すること。

(5) 貯水槽水道施設の指導に關すること。

(6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発区域内の給水計画等に關すること。

使用料の減免申請に關すること。

(16) コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設をいう。以下同じ。）及び農業集落排水施設に係る使用料の調定及び減免等に關すること。

(17) その他水道使用、その計量及び事業収入等の収納に關すること。

(18) （略）

(19) （略）

給水審査係

(1) 給水装置工事事業者の指定に關すること。

(2)及び(3) （略）

(4) 違反給水装置工事の取締りに關すること。

(5) 貯水槽水道施設の調査及び指導に關すること。

(6) 開発区域内の給水計画に關すること。

(7) 開発区域内の配水計画に關すること。

(7) 行政区域外給水に関する
こと。

(8) 量水器の取替等に関する
こと。

生活排水課

浄化槽指導係

(1) 浄化槽法（昭和58年法律
第43号）に基づく浄化槽の
設置等の届出に関すること。

(2)及び(3) （略）

(4) 浄化槽法に基づく浄化槽保
守点検業者の登録、指導等に
関すること。

(5) 合併処理浄化槽の助成等に
関すること。

(6)から(8)まで （略）

水洗化普及係

(1)及び(2) （略）

(3) 除害施設の設置、指導等に
関すること。

(4) （略）

(5) 排水設備工事指定業者の指
定等に関すること。

(6)から(9)まで （略）

(10) 下水道事業受益者負担金及
びコミュニティ・プラント事業
費分担金の賦課及び調定に関
すること。

(11) 水洗化統計に関すること。

(8) 行政区域外給水に関する
こと。

(9) 量水器の取替等に関する
こと。

生活排水課

浄化槽指導係

(1) 浄化槽法（昭和58年法律
第43号）に基づく浄化槽の
設置届に関すること。

(2)及び(3) （略）

(4) 浄化槽法に基づく浄化槽保
守点検業者の登録及び指導等
に関すること。

(5) 合併処理浄化槽の補助金申
請等に関すること。

(6)から(8)まで （略）

水洗化普及係

(1)及び(2) （略）

(3) 除害施設の設置及び指導等
に関すること。

(4) （略）

(5) 排水設備工事指定業者の指
定及び指導に関すること。

(6)から(9)まで （略）

(10) 下水道事業受益者負担金の
調定、賦課及び口座振替事務
に関すること。

(11) 責任技術者試験・更新講習
に関すること。

(12) 水洗化統計、報告に関する
こと。

技術部

施設課

水道施設係 (略)

下水施設係

- (1) (略)
- (2) コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の修繕、建設改良及び新設に係る電気機械設備の工事の設計及び施行に関すること。
- (3)から(5)まで (略)

水道建設課

水道建設係

- (1)及び(2) (略)

(3) (略)

(4) 都市計画法に基づく開発区域内の配水計画に関すること

(5) (略)

管路安全係

- (1) 管路等の整備計画及び立案に関すること。
- (2) 水道施設の建設改良及び新設に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。

技術部

施設課

水道施設係 (略)

下水施設係

- (1) (略)
- (2) コミュニティ・プラント施設及び農業集落排水処理場の修繕、建設改良及び新設に係る電気機械設備の工事の設計及び施行に関すること。
- (3)から(5)まで (略)
- (6) 浄化センター及びポンプ場の電気機械設備及び器具の管理に関すること。

水道建設課

水道建設係

- (1)及び(2) (略)
- (3) 占用調整会議に関すること
- (4) 水道施設管理情報システムに関すること。
- (5) (略)
- (6) 開発区域内の配水計画に関すること。

(7) (略)

管路安全係

- (1) 管路等の整備計画及び立案に関すること。
- (2) 水道施設の建設改良及び新設に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。

(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(4) 鉛給水管解消事業に関すること。

水道維持課

管理保全係

(1) (略)

(2) 修繕工事及び維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること。

(3) 受託工事及び関連配水細管改良工事の設計及び施行に関すること。

(4) 道路等関連工事による移設工事の設計及び施行に関すること。

(5) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(6) 配水管の洗管作業計画に関すること。

(7) 各種竣工図面の整理及び管理に関すること。

(8) 水道工事用資材及び関連工法の調査研究に関すること。

(9) 消火栓に係る会計負担金に

(3) 鉛給水管解消事業に関すること。

(4) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

水道維持課

管理保全係

(1) (略)

(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(3) 配水管の洗管作業計画に関すること。

(4) 道路及び河川等の占用物件の管理及び占用調整協議会に関すること。

(5) 各種竣工図面の整理及び管理に関すること。

(6) 水道施設管理情報システムに関すること。

(7) 水道工事用資材及び関連工法の調査研究に関すること。

(8) 消火栓に係る会計負担金に

関すること。

維持補修係

- (1) 水道管の維持管理及び修繕
に関すること。

- (2) 漏水防止の調査及び計画
に関すること。

- (3) 修繕の受付に関すること。

- (4) 道路等関連工事による給水
管等の移設工事に関すること
。

- (5) 水道管の現場立会いに関す
ること。

関すること。

- (9) 受託工事及び関連配水細管
改良工事の設計及び施行に関
すること。

- (10) 道路等関連工事による移設
工事の設計及び施行に関す
ること。

- (11) 既設管に係る改良工事の設
計及び施行に関すること。

- (12) 修繕工事及び維持管理に係
る工事の設計及び施行に関す
ること。

- (13) 水源施設の修繕に係る土木
工事等の設計及び施行に関す
ること。

維持補修係

- (1) 配水管の維持管理及び修繕
に関すること。

- (2) 管末残留塩素及び水圧の測
定に関すること。

- (3) 漏水防止の調査及び計画に
関すること。

- (4) 直営工事に係る資機材の管
理に関すること。

- (5) 修繕の受付に関すること。

- (6) 水道管の現場立会いに関す
ること。

- (7) 道路等関連工事による給水
管等の移設工事に関すること
。

(6) 管末残留塩素及び水圧の測定に関すること。

(7) 直営工事に係る資機材の管理に関すること。

(8) (略)

下水建設課

下水建設第1係

下水建設第2係

下水建設第3係

(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の建設改良に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。

(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(3) 所管に属する事業の補償に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。 (下水建設第1係に限る。)

工務係

(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の修繕に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。

(2) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の維持管理に関すること。

(8) (略)

下水建設課

下水建設第1係

下水建設第2係

下水建設第3係

(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント施設及び農業集落排水施設の建設改良に係る土木工事等の設計及び工事施行に関すること。

(2) 補助事業の申請に関すること。

(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(4) 所管に属する事業の補償に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。 (下水建設第1係に限る。)

工務係

(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント施設及び農業集落排水施設の修繕に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。

(2) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント施設及び農業集落排水施設の維持管理に関すること。

(3) (略)

(4) 公共下水道、都市下水路、
コミュニティ・プラント及び農
業集落排水施設の台帳の整備
保管に関すること。

(5) (略)

(3) (略)

(4) 公共下水道台帳及び都市下
水路台帳の整備保管に関する
こと。

(5) (略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)